

知的財産関連の悪質商法にご注意 !!

知的財産の関心が高まる中、企業経営者、市民発明家、資格取得を目指す方を狙った悪質商法が蔓延しています。残念ながらこのような悪質商法は、必ずしも法律違反として取り締まれるものばかりではありません。そこで被害に遭わないようにするための予備知識として、知的財産関連の悪質商法を以下にご紹介します。くれぐれもご注意下さい。

【資格商法】 特許○○士、知的所有権○○士、著作権○○○などと称する民間資格を取得するためには、授業料や教材費、受験料、合格後の登録費、入会費などの費用を民間業者に支払うことになり、さらに業として書類作成をした者は法律違反で処罰されます。また、博士号や爵位は文部科学省で認定する博士号とは全く関係のない私的称号であり、称号の使い方如何では経歴詐称となります。

【ニセ弁理士】 民間の資格者には国家資格者のような守秘義務がなく、手続を行うための高度な知見、権利の運用に関する管理能力がありません。安心して委任できないばかりか無駄な費用を支払うこととなります。このような勧誘を受けたり費用を支払った場合は当会までご一報を。

【売込み・紹介代行・推薦状】 「売込み代行」とは、市民発明家の出願内容を企業に直接紹介したり、業者が発行する書籍・電子媒体に出願内容を掲載して広告するもの。全ての業者が悪質ではないが、中にはサービスの提供に見合わない法外な手数料を要求する者もいます。

【表彰・助成金推薦】 表彰は全く権威のない私的団体が行うもので、表彰状やトロフィー等売りつけます。助成金推薦とは、私的団体が公的団体の発明助成金制度に本人に代わって推薦するもので、効果の程はありません。

【試作品作成】 試作品作成は、既製品よりはるかに高い費用が必要です。数万円から数百万円もする場合があるし、ある程度まとまった個数を発注することもあります。また、業者の技術レベルによっては、発明内容を具現化するだけの技術がなく、発明の内容とは全く異なるものが作成されてしまうこともあります。企業への売込みには出願書類や図面があれば十分です。

【コピーサービス】 単なるコピーサービスに対して法外な費用を請求される場合があります。

【内職勧誘商法】 新聞や雑誌等の求人広告で「在宅ワープロオペレーター募集」などと称して顧客を集め、商標出願の手続を記載した高額な書籍を販売し、その後の業務紹介などは一切行わないものです。一見して在宅業務紹介のようですが単なる書籍の販売です。販売された書籍をもとに業務を行えば、弁理士法違反に問われることになります。

【商標・著作権ブローカー】 自己使用しない商標権や著作権を獲得しておいて、類似の標章・デザインなどを使用している企業宛に「権利を侵害しているので使用料を支払ってほしい」等の内容証明を送付して、使用料の支払いや高額な権利売買を強要するものです。

【知的所有権(著作権)登録】 発明や商品名などを著作権で保護するとして比較的安価な料金で登録を勧誘したり、書籍に掲載して著作物の発行を証明する商法が蔓延しています。著作権では発明や商品名は保護されず、むしろ権利を盗用される虞があります。当会は警視庁に告発済（当会ＨＰ参照）。

【無料発明相談・コンサルティング】 入会や顧問契約を強要したり、さらには言葉巧みに出願を促すものです。

【発明・商標仲介取引】 企業や市民発明家の権利を業者に信託して蓄積し、権利を必要とする企業を紹介して実施化契約を締結するものです。権利の信託時や契約締結時に法外な料金を請求する場合があります。